

## 平成23年度第2回千葉県福祉有償運送運営協議会議事録

- 日時 平成24年2月17日（金）14時00分から16時00分まで
- 場所 中央コミュニティセンター4階43会議室
- 出席者 加藤委員、木戸委員、福岡委員、大前委員、田川委員  
中村運輸企画専門官（池田委員の代理）、白井会長  
事務局（高齢福祉課）柴田課長、湯浅主査、西村主任主事  
（介護保険課）榎本主事  
（障害企画課）中野主任主事  
（障害者自立支援課）松澤主任主事  
（交通政策課）初芝主任技師
- 議題
- ・更新登録申請について（4件）
  - ・運送の対価の変更および自動車の増車について（1件）
  - ・運送の対価の変更について（1件）

### （事務局）

委員の皆様、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただ今から平成23年度第2回千葉県福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、千葉県高齢福祉課の西村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日のご出席の委員数は、総数7名全員ご出席でございますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の議題は「更新登録申請について」など6件予定しておりますが、そのうち「申請等についての協議」は非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様にはご了承いただきたいと存じます。

それでは早速ですが、本運営協議会の会長であります白井会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

### （白井委員）

委員の皆様、こんにちは。

本日はお忙しいところ、本運営協議会にご出席いただきありがとうございます。

今回は全体料金の値上げの関係で、1事業者さんの宿題というかちょっと見直しを図って、今回再度また上げてもらうという風な意見もございますので、また慎重な審議をお願いしたいと思います。

それでは早速、議事を進めさせていただきます。

最初に次第第2「議題」ですけども、①の「申請等概要説明」について、こちらを事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

高齢福祉課、湯浅でございます。事務局より申請等の概要についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。本日は記載の6事業者の更新登録申請、運送の対価の変更、自動車の増車につきまして協議をお願いいたします。

更新登録申請については、4法人の協議依頼があり、登録期限はそれぞれ記載の通りでございます。

また、運送の対価の変更及び自動車の増車について1法人より協議依頼がありました。

更に、前回条件付きで更新登録申請が承認された1法人より、運送の対価の変更について再度協議の依頼がありました。

申請等の主な内容については、資料2に記載の通りでございます。

このあと事業者さんに申請内容などについて説明をしていただいたあと、疑問点等ございましたら、直接質問をしていただく予定となっております。

また、6事業者全てヒアリングを終了した後は、各申請等に対する承認について1事業者ごとにお諮りしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

概要の説明については以上でございます。

(白井会長)

ただいまの説明に対してご質問等ございますか。

なければお手元の資料1の順番に従いまして、ヒアリングを行いたいと思います。

それでは1番の申請事業者で特定非営利活動法人健康友の会なのはなさんをお願いいたします。

概要について、簡潔にご説明を5分ぐらいでお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

NPO健康友の会なのはなの運行管理責任者をやっております坪井と申します。よろしくをお願いいたします。

当法人は、12年前に発足しまして、8年前に福祉有償運送を開始しております。

主な事業区というのは2つありまして、千葉市は幕張地域、船橋では二和地域で、拠点病院ということで健生病院というのが幕張地域にありまして、船橋のほうは二和病院がありまして、病院を中心としたグループとなっております。主に通院の方が圧倒的に利用者の中でも占めております。

幕張地域というのは、非常に道路が狭かったり、交通の便が悪いところがありまして、私たちが対象としているのは46分ですが、例えば稲毛の園生町の方とか、花見川の作新台とか、八千代台とか、非常に距離が長いというのが特徴でありまして、病院まで行きたいけれど距離が長い、行くだけで25分30分とか、中には習志野から病院に行きたいという方もおりまして、非常に利用者の行くまで間の距離が長いというのが特徴になっております。

概要ですが、この法人の目的が地域達成事業という形でありまして、高齢社会の中で高齢者の一人住まい、電器が切れても電池の取り換えできないとか、庭が草ぼうぼうだけど、草むしりもできないとか、トイレの掃除もできないとか、高齢者の生活支援が目的になっており、幕張地域で高齢になっても住んでいける、住みやすい街づくり、これが基本となっていて、その事業の一環として運送事業もし続けております。

現在、運送区域として千葉地域と船橋地域が中心となっておりますが、更にあと3つぐらい拡大して、5つの地域で運送事業を展開したいと考えております。

今、中心となっているのは千葉市と船橋市。

規模ですが、私たちはだいたい年1千回くらいの運送回数、船橋は1万回ということで、運転手の数が1桁違いますが、運送回数両方を合わせると1万を超す運送回数をやっております。

軽自動車でセダン等の講習をうけた運転手は3名で、実績では私をのぞいて2名ですが、軽自動車です。

運転手も全員70歳以下で、61歳と70歳近い方でやっております。

そういったところが事業の概要というところで展開しております。

今回更新申請ですが、主な変更点というのは、料金体系の中で距離の取り方で一部以前と違った定義をしております。

事業所から自宅に行くまでの距離が長いということで、料金の算定の距離の考え方ですが、利用者さん宅から目的地までだと、実際動く距離の1/3とか1/2とか小さな範囲になってしまっていて、利用者さん宅に行くまで料金、時間がかかるということで、料金算定に用いる距離の取り方が事業所から起点して、例えば行きの場合ですと、事業所から出て利用者さんの自宅に行って自宅から目的地まで、この距離を料金算定の表記にしたいと。

帰りは事業所から目的地に行って、目的地から利用者の自宅という形で、事業所の駐車場からスタートしていますので、そこからの距離を料金の算定距離にしたいと。

そのところが前回の内容を変更となっております。是非その点を検討していただいてご承認願いたいと思っております。

説明は以上です。

(白井会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で事業者に対してご質問等ございますでしょうか。

(加藤委員)

今のご説明ですと、所から自宅、自宅から所までの通算の料金がこれに該当するという  
ことですね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

自宅の、例えば作新台としますと、事業所は幕張にありますよね。

まず、幕張の事業所から作新台の自宅までいくと。

(加藤委員)

お客さんが乗っていない区間についても料金をいただくということですね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

距離の考え方でそうしていただかないと、距離が遠い方が多いものですから。

タクシーでいうスリップ制と同じような考えで、利用者さん宅から起算すると30分く  
らいかかって自宅にいきますので、また30分くらいで戻ってくると。

事業所と病院が近いので目的地はすぐ行けるんですが、目的地から利用者の自宅が遠い  
んです。

(加藤委員)

追加で説明をお願いしたいのですが、2km以内は1kmでも500mでも300円い  
ただくということですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

あくまでも距離の取り方が事業所の起点で考えていますので。

(加藤委員)

近くても2km以内なら、100mでも300円いただくということですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

2kmまでは一応300円になっておりますので、近くても300円になりますね。

(加藤委員)

中村さん、今の説明の考え方は私は疑問点がありますが、いかがでしょう。

(中村運輸企画専門官)

通常ですと運賃の取り方というのは、タクシーとかと一緒に、利用者の方が乗車してから降りるまでの距離だとかに応じてお金をとりますよと。

それが基本であるけれど、回送の距離が長い時に、一般的に言えばこれもタクシーと一緒に、迎車回送料金を設定して承認をしていただいて金額の設定の仕方が色々あるんだと思いますけれど、固定的に 200 円とか 300 円とか。そういう形をとるとより利用者にとって分かりやすいのではないのかと、そういうのが一般的な取り方ですね。

(大前委員)

タクシーでいうと 2 km までのスリッ料金なので。無線配車されますよね、そのときから 2 km 走って 710 円なわけです。

スタートするとメーター入れますのでスタートと同時に 800 円になる。

そういう考え方であるならば問題はないですけども、30 km あるところをお迎えに行きました、だから 30 km 分くださいというのはちょっとおかしくないか、というのが加藤委員も私も思っている部分です。

(中村運輸企画専門官)

やはり、基本はお客さまが乗った所から降りる所までの距離制にしておいて、どうしてもという部分があれば、例えば迎車料金、例えば固定で 100 円とか 200 円とか合理的な金額を設定して、迎車料金としてプラスで取るという考え方もあるのかもしれない。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

利用者さんと目的地は決まっておりますので、自宅も決まっておりますので、距離によって利用者さんの承認を取って、入会するときに既にそういう料金設定を紹介して入会してもらって、行きも帰りも距離によって料金設定決まってくるので。

(加藤委員)

利用する人との約束だからいいじゃないかという考え方ではいけない。

今後近くの人が、利用する可能性もありますから、中村さんがおっしゃったように 1 km で 100 円とか 500 m で 100 円とか、迎車的な考え方をするのであればそういう料金設定で、2 km 以上 300 円であればタクシーの半額以下ですから、それはいいと思います。

それ以外のものについては考えたほうがよろしいのではないのでしょうか。

2 km 以上については問題ない。2 km 以内の人が発生した場合問題が残る気がします。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

半数くらい2 km以内の方がいます。その方は300円という形で一律になっています。

(加藤委員)

それは考えたほうがよろしいかと思います。

(大前委員)

迎車的な考え方なので、2 km以上の迎車だったら固定でいくらという形の考え方ならば納得できるのですが。

2 km以上の迎車分を空車で料金発生するのはおかしくないか、というのを我々は問題にしています。

あくまでも実車で料金が発生するものであって、空車の時にいくら走ろうが料金にはならないですから。

迎車のところだけは、タクシーも2 kmまでの迎車はいただいていますので。

お客様のご自宅まで行きました、そこから換算して何m毎にいくらという計算の方法。

迎車料金は別途300円なら300円いただいて、そこから目的地までの距離で金額をいただくというのがタクシー業者の仕方ですね。

(加藤委員)

私どもは車いすと寝たきりの方を運送する車を持っていまして、県下営業区域で、銚子から千葉大へ運送する場合は、銚子までの料金はただです。銚子から千葉大までの料金をいただく。

実際、千葉市のタクシー会社で福祉車両持っている会社はみんなそうです。

そこから考えると、迎車料金2 km以上は構わないとしても、2 km以内のものには考えていただきたい。

(田川委員)

以前はどのような料金体系だったんですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

以前から2 kmまで300円で、以前は利用者宅からの考えでやっていました。

(大前委員)

要は、(事業所から)利用者のご自宅までの料金は取らなかったんですね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

そうですね、遠い方が増えたものですから、今回距離の算定の考え方を皆さんに協議していただいて。

(木戸委員)

皆さんおっしゃっているように、乗っていないのに料金が発生するのは納得いかないです。

迎車料金としてタクシー料金の半分、300円なら300円を迎車料金に乗せていただいて、2kmを超えた分はこの料金体系でいいと思いますが、事務所から利用者の会員のお宅まで、乗っていないのに換算して料金をいただくのはどうかと思うので、迎車料金として考えていただくのがいいと思います。

(大前委員)

この考え方は、病院に来る時に比べて帰りが半額ですよ。事業所と病院（目的地）がほとんどイコールですから。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

目的地は千葉大なんかもありますので、そういう方は帰りがかえって長くなります。

(大前委員)

そういう所もあるけれども、目的地が近い場合、(健生)病院の場合は、例えば行きは帰りの倍額いただくということになってしまいますね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

そういう形で利用者さんに了解を取ることになると思いますけれど。

(大前委員)

同じ距離を行っているのにも関わらず、行きは倍額、帰りは半額みたいな料金設定はおかしくないかという考えですが。

(木戸委員)

先ほど利用者さんが会員になる時に説明されるとおっしゃっていましたが、皆さん納得されているのか、混乱される方はいらっしゃらないのでしょうか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

そういう話で特におかしいということは、今までなかったです。

事業所ベースで考えてよろしいですかと言った時に、遠い所からわざわざ迎えに来てもらうのだから、料金に入れて結構ですという人が圧倒的に多かったですけどね。

その中で入会していただいて、契約料金という形でやる。

(加藤委員)

そういう話になると、入会するために事業者さんの言い分を聞かないと迎えに来ないという、弱い立場での了解になりますので、やはり会員に説明して納得すればいいじゃないかということでの承認はいけないのではないのでしょうか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

遠い所の会員さんが増えてきたというのもあります。

(加藤委員)

遠い所については、おおよそタクシーの半分ですからあまり問題ないと思います。

近い方、2 km以内の方が会員になったときは、必ずこの問題は発生すると思います。

今回、定額の300円を削除する料金設定をお願いしているんです。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

2 km以内の近い方というのは問題なくて、行きも帰りも300円で。遠い方まではちよつと。

(加藤委員)

遠い方はいいです。2 km以内の方には料金要りません、2 km以上の人については300円いただきたい、というのであれば分かります。

(白井会長)

2 km 300円というのは従来とは変わらないんですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

そこは変わらないです。

(大前委員)

極端に言うと、事務所からちょうど2 kmまでの所にお客さんのご自宅があるというときには、行きは300円プラス2 km分の料金をいただくと、帰りは2 km分の300円だけいただくと。そういうことですよね。



(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

それと、大学病院、習志野病院とか目的地が相当遠くに広がってきておりまして、必ずしも事務所の近くの病院だけではなく、利用者の自宅も広がってきているし、行き先も千葉大学病院やがんセンターとか非常に広がってきています。

そういう点でお客さんが乗っていないけれども、大変な労力と経費がかかっているわけです。

そのために、他の利用者さんの予約ができなくなっている問題も出てきていまして。

お客さんの要望で往復3時間かかる場合があります、近場の方の何人かの予約ができなくなってしまう問題があります、頭を痛めております。

(加藤委員)

それは我々事業者も同じ。

車が3台しかないの、病院行く日であるとか、買い物行く時間であるとか必ずバッテリーする。

そうすると、電話があっても車は3台しかないから対応できない。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

もう一つ大きな問題が、我々はNPOだから、やればやるほど赤字になるわけです。

正直言うと運送収入代金のトータルが月に5、6万円です。

それで補う人件費やガソリン代は何倍もかかっていまして、大変な赤字なんですね。

利用者さんからなんとか募金とかをお願いして、これからも募金を強化しないと運営できなくなると思いますが、そういう形でやっていますので、スタッフに対しても有償ボランティアとしての対価もなかなか出ない状態で、何とかやっています。

これは、うちのNPOの事情ですが。

(中村運輸企画専門官)

利用者の住んでいる場所によって不公平が出てきてしまうわけですね。

事務所が近くにあったらお金はかからないのに、事務所が遠かったからお金かかっちゃうわけですね。お客さんの住所によって不公平がありますよね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

会員になっていただく方が中心になっておりますので、理解があるから運営できていると思います。

(中村運輸企画専門官)

先ほど加藤委員もおっしゃいましたが、弱い立場でどうしても送迎が必要だから、背に

腹は代えられないということで、その条件を飲むという方もいらっしゃるのかなと思いますが。

(大前委員)

福祉有償運送が主な事業ですか。それ以外に事業はやっていらっしゃるのですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

NPOですから助け合い事業とか、ボランティアでやるのが圧倒的に多いわけです。

福祉有償運送は地域助け合い事業の一環で、部屋の掃除とかトイレ掃除とか草むしりとかは、生活助け合いということで無償でやっています。

(大前委員)

収入としては他にはありますか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

ありません。福祉有償運送はタクシー代の1/3程度という形での収入があるんですが、他はNPOですのでないです。

募金に全て頼って運営されています。

(大前委員)

事業内容云々という話ではなくて、福祉有償運送として認可するかしないかという話なので、タクシーの半分位の金額であれば主旨があるからいいですよ、というのがこの協議会の意味なので。

例えば1/2でもOKなんですよ。1/2位であればいいのだから。

タクシーのやっていることの1/2位の設定にされて、苦しいかどうかは我々が関知する所ではないです、正直なところ。

我々がやっている仕事と同じようなことを、誰かがやってもいいですよという認可を我々がするだけの話です。

そこは了解していただきたいです。

(白井会長)

運送の対象者が31名から46名に増えていて、車の台数を減らすというのは。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

車は今2台ですが、これからも車の台数を増やしていかないと対応できないと思います。運転手も募集していますが、なかなか集まらないのが現状です。

(中村運輸企画専門官)

その問題も解決していないでしょうけど、別の点でよろしいですか。

運送の区域のところ千葉市とあるのはいいのですが、備考のところ習志野市の一部を含むとあるのですが、習志野市から出発することもあるということですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

病院に通いたいという方で、習志野市在住の方も2名ほどいます。

(中村運輸企画専門官)

病院はどちらですか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

健生病院です。幕張にある。

(中村運輸企画専門官)

なるほど、分かりました。

あと1点、車両数を記載している欄ですが、申請書の2枚目『(事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送)自動車の数及びその種類ごとの数』で、車両数2台ということで、軽車両でセダン型2台ということですが、車検証を見ますと、1台は使用者はご自身で、リース車であるわけですね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

全て1年からのリース車になります。

(中村運輸企画専門官)

そのうち1台は、使用者はなのはなさんで持っている車ですね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

もうひとつは千葉県勤労者医療会で借りてこちらのほうに。

(中村運輸企画専門官)

千葉県勤労者医療会から、また借りていますという契約か何かはありますか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

そうです。契約書がまた別にあります。

千葉勤労者医療会が中心的な団体になっていて、その配下で私たちは活動しています。

(中村運輸企画専門官)

分かりました。

(大前委員)

エリアの問題ですが、例えば習志野のお客さんがいらっしゃいますよね。  
外出支援ということもやってらっしゃいますよね。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

その方は病院だけですね。

(大前委員)

エリア外営業が発生するかどうかの確認がしたいです。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

たまたま。その方はずっと同じ健生病院にきている方なので。

(中村運輸企画専門官)

今回この審議というのは、千葉市の発着ですという線引きをしてもらった上でのいいか悪いかですから、裏をかえせばそれ以外は違反です。

例えば習志野からたまたま東京に行ってくれというのはできません。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

そういうはありません。全部目的地は千葉市です。

(加藤委員)

習志野市で多く発生しそうであれば、習志野の協議会にも申請されたらよろしいですよ。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

昔からの会員の方で、たまたま2人しかおりませんので。

(白井会長)

他にございますか。

なければ次に移りたいと思います。ありがとうございました。

それでは2番の社会福祉法人あしたばさん、よろしく願いたします。

(社会福祉法人 あしたば)

社会福祉法人あしたば、事業所名は中野学園になります。

法人は昭和63年に立ち上がりまして、知的障害者の支援施設、入所と通所のスタイルで現在運営しています。

来年から新事業に全て移転していきまして、施設入所支援、生活介護という制度に変わっていくけれども、施設の大まかな内容というのは今後変わってはいかないということがあります。

運送事業に申請している理由というのは、施設を利用している方の9割以上が療育手帳の重度及び最重度の判定を受けている方ということで、急な事があった場合に一般の交通機関を使って移動することがなかなか難しいと。

特に危険行為に繋がる場面が予測される方が結構多く、運転をする方も専門的な知識を持っていたり、対応ができたりということが必要であると思われるので、職員が運送に関わるということで事業を進めさせていただいております。

前回からの変更点は、利用されている方が毎年変更にはなってきていますが、この時点で新たに会員の修正を行います。

116名が120名に、若干ですけど人数が変更になっております。

運転者ですが1名資格を取って、5名に変更させていただいております。

主な輸送の目的ですが、基本的にはうちの施設は何かあったときは、保護者の方に送迎なり通院のことは全てお願いをしていますが、どうしても動けないということがあった場合の応急的な手段という形で、この輸送事業を用いるという形を取っています。

そのため、数的にはすごく少ないです。

年間7回といえば単価も収入もかなり低いものですが、何かあったときのために、というところも若干大きいのかなと思っています。

今後も輸送事業としての使用頻度は、大きく変わっていかないのかなというのはありますが、やはりどうしても、必要なのは年に何回かありますので、その時にこの事業を利用するという形を取らせていただいております。

以上です。

(白井会長)

委員の皆様方、何かご質問がございますか。

(社会福祉法人 あしたば)

1点だけ間違いに気づきまして、車両登録簿の全部の車両のところに搭乗者傷害特約1,000万円となっていますけれども、保険の内容を見直して全て3,000万円になっているので、この登録簿のほうが間違っているの修正をさせていただきます。

(白井会長)

何かご質問等ございますか。

(福岡委員)

この場合、実際利用者が乗っている間の距離ですね。

(社会福祉法人 あしたば)

これは全て乗っている間の距離だけの計算になっております。

(白井会長)

他にはございませんか。

なければ次に。ありがとうございます。

次に3番の社会福祉法人首都圏光の村さんお願いします。

(社会福祉法人 首都圏光の村)

首都圏光の村、施設長の北野と申します。よろしくお願いたします。では内容の説明をさせていただきます。

変更点を先に申し上げますと、2年前から岡本美智子が理事長に変更になっております。

変更点としましては、運転者講習にでている運転者の1種免許2名が1名という変更になっております。

1名は私ですけれども、もう1名は70歳に到達して資格を喪失しましたので、急遽運転者講習を受講させようとしたところ、なかなか講習会が実施されてなく、できませんでした。

3月に2名受講することに予定しております。

そこでこの期限が切れるまでは、運転手資格2名確保できると見通しがあります。

ただ、実質的には私が送迎しておりますけれども、そのところで大きな問題は生じてはおりませんので、ただ、早急に運転手を確保していきたいというふうに考えております。

概要を説明させていただきます。

私どもは知的障害者の入所授産施設ということで、定員は書いてあるように48名なんですけど、実績に知的障害の方、障害の重い人たちが多くて、送迎をするというのは、私ども施設の場合は週末に自立支援というものを行うために、週末には自宅に3/4ぐらいの利用者が帰ります。

将来、自宅に帰って入所施設で暮らすのではなくて、地域生活ができるように支援するのが、私どもの目的なものですから、基本的には週末は自宅に帰ることになります。

その際に私どもの施設の地理的な環境が、一般の交通を利用するにも非常に不便な所にあるのですが、最寄りのJR都賀駅まで約14分かかるとは、その片道を帰る時に利

用者を駅まで送迎するというのが、ほとんど送迎のものになっています。

緊急の場合、病院に行ったりとかありますが、基本的には週末自宅に帰りますので、そのときの送迎が主な理由になっております。

利用者がかなり重度の人が多くて、車中でもパニックを起こしたり、利用者が騒いだり、いたずらしたりする人達もいるものですから、私ども慣れた職員が付き添っていないとトラブルが発生するということがありますので、そういった意味で運送に関しては私どもがやらせていただいています。

(白井会長)

ありがとうございました。

何かご質問ある方はいらっしゃいますか。

(大前委員)

2名の予定されているドライバーの方の条件が明記されていないですが、確認ですが、例えば、保険証を見ると30歳以上適用となっていますが、(予定しているドライバーが)30歳未満であるということはないのかとか、そういうところの確認ですが。

(社会福祉法人 首都圏光の村)

そのところは完全にクリアしています。

(白井会長)

小間子町から都賀駅までを送迎しているのが、ほとんど全てとっていいですか。

(社会福祉法人 首都圏光の村)

ほとんど90%以上がそれで、中には送迎にも対応できない方の場合は、親御さんが施設の方まで迎えに来たりといったような形を取っています。

(白井会長)

1回あたりの料金は定額制でやっていると。

(社会福祉法人 首都圏光の村)

そうです。片道の料金です。

(中村運輸企画専門官)

1点だけ、事故が発生した場合の事故の対応者、責任者、そういう方はいらっしゃいますか。

(社会福祉法人 首都圏光の村)

基本的には施設長の私が責任者です。

(中村運輸企画専門官)

そうしましたら、管理体制を示す図、資料の3枚目に様式6というのがあるんですが、事故対応者のところにお名前を、責任者を明確にしておいていただくということでお願いします。

(白井会長)

他にはございますか。

なければ次にいってよろしいですか。ありがとうございます。

それでは更新登録申請4番目、社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会さんよろしく願いいたします。

(社会福祉法人 手をつなぐ育成会)

社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会事業所でい・まさごの松井と申します。

私たち社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会は千葉市稲毛区と美浜区に2つの事業所を持っていて、知的障害のある方の日中活動支援をしております。

平成11年の法人設立以来、知的障害の方を中心に、支援をさせていただいています。

福祉有償運送の実施状況についてですけれども、様々な活動の中で、定期的に外出の機会があります。

公共交通機関を使うのが難しい場合については、有償運送で外出支援という形での対応をさせていただいております。

また、急な事情、通院であるとか送迎であるとか、そういった場合についても帰宅支援、通院支援ということで不定期に対応をさせていただいています。

今回の申請で変更点がありますが、運送の対象のところで、事業所が2か所ありますが、い・さくさべの事業所で対象の会員の人数が大幅に減っています。

これについては、法人で別事業所が今年の4月から立ち上がりまして、別事業所に事業の知的障害児が移ったことで対象で無くなったということです。

い・まさごの事業所については、利用者の方が1名増えましたので1名の増員ということになっております。

また、運転者のところにつきましても変更があります。

退職や異動といったような、法人内の人事に左右されているところもありますけれども、記載のとおりの変更になっております。

以上です。



(白井会長)

育成会さんは、でい・さくさべとでい・まさごと事業所は2つということでの更新登録申請でございますが、両方とも利用者の変更と、運転者の免許の変更、ここだけですね。意見ございますか。

(田川委員)

でい・さくさべとでい・まさごでは料金表が、同じ社会福祉法人の中で違うのはどうしてでしょうか。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

料金の算出方法が、乗車定員で割り出したときの車の大きさが、事業所で違うのでそういったところで料金を変えています。

複数乗車だったときの利用者割の単価の違いがあつたりしますので。

(大前委員)

相乗りということですか。10人乗せたら、10人からそれぞれいただくということですか。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

そうですね。それぞれここに書かれている料金を。

(大前委員)

同じ所から同じ所まで運んだとしても、10人乗ったときは10倍の料金がもらえるということですか。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

はい、そうです。その総額がタクシー料金の半額になっています。

(中村運輸企画専門官)

複数乗車の承認は受けていますか。

要するに法律上、タクシーと違って1台につき1利用者です。

2人乗ったら割り勘でよいということではなくて、そもそも2人は乗せられない仕組みです。

10人乗るなんていうのはあり得ない話で、ただ、例外的に複数乗車をこの協議会の中でOKですよということであれば、2人でも10人でも乗せられるという仕組みとなっていて、その時の料金の取り方もどうするんですか、ということもここで合意を得てい

るのが前提です。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

書面ではないですけど、そういったご説明を最初の登録の時にさせていただきました。

(大前委員)

要はこの料金で、最大10倍ということですね。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

運転手は除きますので、最大9倍です。

(加藤委員)

うちで認可があったときは、どういう状況か知りたいですね。

(白井会長)

事務局で、当時の状況は分かりますか。

(事務局)

事務局では複数乗車については、過去の資料を調べてみないとわからないですけど、今確認はできないです。

(福岡委員)

現在は、この料金で出していますよね。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

一緒に更新するのは初めてですが、事業所の追加ということで、でい・まさごを加えさせていただきました。

(白井会長)

平成19年4月1日に輸送を開始しているので、その手前の福祉有償運送の協議会に出しているということですね、複数乗車の件とそれに対する料金設定。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

そのご説明をしましたがけれども。

(加藤委員)

私は一番最初からいますけれども、複数乗車の指摘はしていないし、5人分、10人分  
いただく設定は予測していなかったですね。

(福岡委員)

前回、でい・まさごが始めた時に申請があったときに、施設から複数乗ってどこかへ行  
く活動の時にも、これを使うという話はあったように思います。

そのときも複数利用ということは、前提で話されたと思います。

(大前委員)

料金を人数分だけもらおうという解釈を我々がしていなかったですよ。

(加藤委員)

でい・まさごは5人と10人で料金が違うということはないですよ。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

1人あたりからいただく料金は変わらないです。運行にかかる総額は違いますけれども。

(加藤委員)

この書いてある計算方式で、10人でも利用料金になるんですか。

(大前委員)

10人だと9倍だから。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

2km走ったらそうですね。

(田川委員)

ドライバーが1人で介助員がいないと9人も障害者の方がいたら大変ですよ。

実際問題、利用者さんが9人ということはあり得ないんじゃないですか。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

そこまで乗るということはまずないですけど。

(田川委員)

重度の方が多いのであればなおさらですよ。

(木戸委員)

その時によって、利用者さんの数とか介助する方の数の違いとか、ありますよね。  
ただ、複数乗車だったら、文書にして残しておいたほうがいいです。  
初めに承認を取ったでしょうけど、やっぱり書面で。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

逆にこちらはそういう理解でいいんだ、ということですか。

(加藤委員)

料金設定がもともと低いですからね。

(木戸委員)

同じ法人でありながら、料金体系が違うというのは。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

別事業所ですから、というご説明の仕方もできるかなと。  
当初、こちらが考えていた頭割の計算。そこら辺がそういう違いで出ていると。

(白井会長)

事業所の定員が違うから、乗車の定員が違う。

(田川委員)

でい・さくさべとでい・まさごはそれぞれ利用者さんを明確に分けていますか。  
日によってさくさべとまさごで使い分けることはないですか。

(社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会)

それはないです。

(福岡委員)

その辺はこちらが審査するものではないですよ。

(白井会長)

他に何かございますか。  
なければ、更新登録申請についてはここで終わりますけれどよろしいですか。  
ありがとうございました。

続いて運送の対価の変更及び自動車の増車ということで、こちらは1法人だけですけれ

ども、1番の特定非営利活動法人 poco a poco さん。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

特定非営利活動法人 poco a poco と申します。理事の西長です。よろしくお願いたします。

私の所の事業所は緑区あすみが丘東にありまして、以前は土気という名称だったんですが、昭和の森の近くにあります。

主な事業は児童デイサービス、帰宅支援、移動支援を行っております。

利用者が18歳未満のお子さんが多いです。

また、ヘルパーについては18歳以上でも受けております。

今回車の増車ですが、お子さんの利用規模が多くなりまして、18歳とか大きいお子さんとなりますと、リフト車がないと対応できない状況が生まれました。

今までは車いすに乗って、乗っていただくということもあったのですが、やはりこれはリフト車がなければ、とても対応しきれないということで2台の増車を申請いたしました。

料金体系ですが、今までは1km50円、2kmまでは100円ということでやってはいたんですが、まず1km走行で算出しますとガソリン代が15円、人件費が1時間800円程度でやっていただいているものですから、近くで30分としても400円かかります。

一旦戻るのに15円と考えると、430円かかります。

車には維持費というものがありますので、それを考えると500円かかると。

今まで50円という価格でやってきたんですが、福祉有償運送は自主事業なので、何の補填もなく、今までは実際にかかる費用の1/10という料金体系でした。

ただ、これは利用いただければいただくほど赤字が多くなっていく状態となります。

ただ、安価であるということもありまして、多くの利用者さんが利用希望するようになりました。

この状態を緩和するには、利用者の方にも安いから乗るのではなくて、不便だから乗るという認識を持っていただきたいということもありまして、タクシーの初乗りというのは、事業所は大型車なのでまた違うかもしれませんが、2km710円というのを参考としまして、2kmまでは300円、1km300円と設定しました。

現地に向かう迎車料、登録料とか、今までもいただいていなかったので、今回も全くいただかないということで、単純に料金体系を見直すという申請をいたしました。

以上です。

(白井会長)

はい、ありがとうございます。

どうですか、710円の半分には収まっていますが。

(加藤委員)

ご質問いたします。新料金体系は、50円を300円、100円を300円、150円を400円にしたいということですね。

2km以上については、特段問題ないと思いますけれど、2km以内について300円は少し高いのではないかと思います。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

全ての体系というのは300円にしても赤字というのは、2kmにしてもタクシーの半分という考え方ができたものですから、実質、今2kmから3kmの利用者さんが多くて、ちょっと長い方もおりますが、その方には申し訳ないと思うのですが。

2km以下について300円というのは、単にタクシーを参考にしただけなので、変更は可能です。

(加藤委員)

タクシーは初乗り2kmで710円なんですよ。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

1kmではタクシーは。

(加藤委員)

1kmは350円から。

(中村運輸企画専門官)

そういう取り方をされている会社は非常に少ないですけどね。一般的には2kmで。

(加藤委員)

1km300円というのは、私は見直しをしていただきたいと思います。

2km以上については問題ないと思いますが、2km以内については再考を願いたいです。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

1kmという利用者さんは0だと思うのですが、そこは料金体系を再検討したいと思います。

例えば、1km100円という形で書いても問題ないと思います。

やはり不便で利用するので、近くで歩けるというのだったら乗る方は少ないですね。

普通に歩いて行って乗るのとは違いまして、車いすを運転したりとか5分以上かかりま

すし、児童デイサービスをやらない方も増えている。

それを理解する方には、前もってお話を確認したりそういったこともしておりますので、福祉サービスに基づく事業をやっているのですが、福祉では賄えない部分もありまして、児童支援事業というのもやっているのですが、移動支援の許可が取れないところもあります。

それを何とか埋めるために始めた福祉有償運送なので、安全な運転を心掛けていますので、よろしく願いいたします。

(田川委員)

ここに1km100円と書いてあって、単純に計算するとプラス100円になるのですが、固定料金があるのですか。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

そうですね。

(木戸委員)

これだと3km300円と単純計算でいけません。

私も poco a poco さんを利用していますが、料金のことを考えたときに計算が合わないのです。

(福岡委員)

運転手は変わっていないのですか。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

変わっていません。

ただ、対応しきれなくて、動けば動くほど赤字になるという状況で、運転手のためにも、だっこして乗せるよりは運転したほうが負担が少ないです。

それを考えるとリフト車の導入をお願いしたいです。

(福岡委員)

聞いたのは運転手の資料がないけど、変更はないかということです。

(特定非営利活動法人 poco a poco)

ありません。

(白井会長)

他にはありませんか。

それではどうもありがとうございました。

最後ですけど、運送の対価の変更ということで、特定非営利活動法人すこやかネットみどりさん。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

NPO法人すこやかネットみどりの中村と申します。よろしくお願いいたします。

概要ですが、平成14年8月に設立したNPO法人で、平成18年6月から有償福祉運送を行っております。

住所は大木戸町に事務所を構えておりまして、土気を中心に活動しております。

前回、協議会さんのほうからの運賃対価の再検討とのご指示をいただいたので、この度、変更して提出させていただきました。

前の状況は、時間・地域併用運賃制を取っていきまして、その価格改定の見直しをお願いしましたが、ご指摘を受けまして、この度距離別運賃制に変更しまして、ご指摘がありました入会金等を削除しまして、再提出させていただきましたのでご審議よろしくお願いたします。

会員等につきましては前回とは変わっておりませんので、省かせていただいております。

(白井会長)

前回、協議会でもいろいろご指摘、ご意見がありまして、それを踏まえた上での今回の再提出ということでございます。

質問はございますでしょうか。

前回、登録料とか会費制とかありましたが。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

それは取り下げました。もともと、こちらで承認を得ませんでしたのでやっております。

(白井会長)

チケット制という問題もございましたよね。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

今回、細かい運賃体系になりますので、やめる予定でございます。



(白井会長)

もう1点が利用者募集。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

それは、私ども会員の施設にしか配置しておりませんし、要望のあった入会希望者の方にお渡しするぐらいで、パンフレットを特定の所に置くということは一切いたしておりません。

(加藤委員)

割増運賃についてご質問いたします。

月曜日から金曜日（に運送）で、土日はやらないということで。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

基本的に休みを取っておりますので、依頼が出た場合は出勤しますが、それに対して割増しをいただきたいということで、皆さんにお諮りしています。

(加藤委員)

中村さん、ご質問しますが、9時から17時の時間外に2割増運賃というのは、（協議会で）了解すればいいということですか。

(中村運輸企画専門官)

そうですね、了解すればOKです。

(木戸委員)

1kmから3km500円というのは、タクシー料金の半分になりますか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

要するに迎車料金は入っていませんので、指定の客に迎えに伺う運賃、迎車料金はいただいておりますので、それを含めて考えていただければ半分以下か1/2くらいになると思います。

(加藤委員)

計算すると500円が高いか安いということになります。

タクシーは297mで90円ですからね。

1kmから3kmまで500円というのは、もっと細かく設定する必要があるのではないかと思います。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

土気の中で、利用される大半の方が2 kmから3 km前後です。

3 kmだったら、我々の設定である1コイン500円で土気の中を運ぶという考え方を  
して、3 kmだったら土気のほとんどの方を運べます。

(福岡委員)

2 kmで時間外600円になると、タクシーの半額にはならないですね。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

タクシーで駅から乗れば710円ですけれど、利用者のお宅に迎えに行く場合は(迎車  
料金がかかる)。

(加藤委員)

2 kmまでは710円以上、上がりませんから、迎えに行っても。

乗せて297m超えると90円づつ上がっていくんです。

(中村運輸企画専門官)

乗った距離にもよりますが、例えば3 km先から来ました、実際乗ったのが100mし  
か乗っていませんといったら。2 kmの710円で90円加算して800円になります。

1, 200円だったといっても、その後どのくらい乗ったかで全然違ってきますが、迎  
車料金を使ったからといって極端に料金が高くなるということはないです。

(加藤委員)

3 kmは概ね半分ということでもいいでしょうが、3 km未満の人はタクシー料金の半分  
以上になってしまうということです。

例えば、1 kmの人は500円になり、タクシーの概ね半分ではないですね。

2 kmでいくら、1 kmでいくら、という細かい料金を設定してもらったほうが、こち  
らとしてはありがたいですね。

3 km以下の方については高いですね。

(福岡委員)

2割増料金ですが、他の事業者さんでそういう項目がなかったですが、大体時間と距離  
で乗せた分だけの金額ということで。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

我々の時間外賃金の補填という意味もあるのですが。

(福岡委員)

それは関係のない話で、この運賃が運営協議会で認められるかどうかという話ですよ。

(加藤委員)

待ち料金10分あたり200円というのは。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

例えばお墓にいきます。お墓の掃除するまで30分待っています。帰ります。

本来ならばお墓に置いて、またお迎えに行けばいいのですが、遠方のお墓の場合では待ってもらって帰ったほうが、利用者にとっては運賃が安いです。

(加藤委員)

お墓という話がありましたが、そのほかには。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

薬局があります。20分から30分待たされます。

(加藤委員)

病院の待ち時間もありますか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

病院はありません。置いて帰ってきますので。

終わったら電話頂いてまた迎えに行くという形で。

(加藤委員)

そうすると3km乗ってお医者さんに薬もらいにいったら、500円玉1枚からお札1枚になる可能性がありますね。

薬もらいにいっても、すぐにはくれないでしょうから30分かかったら600円でしょう。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

でもそういう方はまれで、ほとんどの方は病院の隣に薬局がありますから。

お電話いただいて薬局に迎えに行けば、待ち乗り運賃というのは発生しませんので。

あくまでもその場いて、次がなくて待った場合にいただく。

(加藤委員)

待つ件数はどのくらいあるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

待つ件数は、そんなにはないです。

(加藤委員)

待機料金10分200円が高いか安いかわという問題になろうとしていますが、そういう方がそんなにはないのであれば、サービスしていただいて。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

その方をサービスすることによって、置いて帰って来る方との料金に不公平感が出てしまうので。

(加藤委員)

薬をもらう間の10分くらいをサービスして、(料金を)いただかないとか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

10分とは限らないので。

(加藤委員)

そんなに件数がないということだったので、あえて料金設定する必要はないかなと。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

公平性と外で待つことによって次のお客さん、会員さんの輸送に支障が出るということもあるので、極力終えたら次の方にとという形を取りたいので。

(加藤委員)

それだったら、待ち料金は設定しなくてもいいのではないかという話になりますよ。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

1件2件でも、それがあれば設定して承認いただかないと、全ての方に対して10分待とうが30分待とうが料金が貰えないことになってしまいますので。

(加藤委員)

私が心配しているのは、お客さんのところに2時と約束した。介護要する方だと出かけるのに5分や10分や20分待ちます。

料金設定をすると、そういう場合に料金がかさむ可能性があるからです。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

そういう場合はやっていません。

あくまでお客さんの要望で移送途中に停滞をするときだけ、料金をいただくことにしています。

その承認を頂かなくては、全ての方からいただけませんので、だんだんエスカレートして30分待ってくれ、40分待ってくれというのが怖いので、あえて料金体系にしました。

前は30分単位でやっていただけ、粗いというご指摘を受けたので10分単位に設定させていただきます。

(田川委員)

タクシーの待ちはないのですか。

(大前委員)

ありますよ。お乗せして走り出しますよね。メーターは時間制で動いています。

「支払い」にすれば時間は止まります。「賃走」でやっていけばメーターは動きます。

(中村運輸企画専門官)

2分10秒くらいでワンメーターですね。

(福岡委員)

逆に待ってほしいということがあまりないのであれば、設定しなくてもいいような気がします。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

こういうケースもあります。

例えば、土気から千葉大に迎えに行きましたと。ちょっと青葉に用事があるから、青葉に寄って待っていてくださいと。そして青葉から土気に帰ると。

(福岡委員)

今現在、そんな状況ないのでしょうか。だったら、あえて料金高くなるような設定しなく

てもいいような気がします。

(加藤委員)

私は今回待機料金はやめていただいて、次の協議会のときに、待機料金をやらないところという問題があるから待機料金を設定したい、という話のほうが全員の賛同を得やすいと思います。

(木戸委員)

具体的に、この待ち料金が発生する頻度は月だとどれくらいありますか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

月に6件か7件、全体は月に240件くらいです。

(白井会長)

そこは再考できないですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

そこはうちの役員と見直してきた内容なので、一存では決められないですが。

今までも、そういう方たちには納得して料金いただいていたので。

基本的には、自宅から目的地まで送って降りてもらうというのが我々の基本的な姿勢だったのですが、その中で利用者からの要望で30分待っていてくださいということに対して、我々は次があるので帰ります、と拒否するよりはそういう料金をいただけるなら30分待ちます、その代わり500円かかりますよ、それでもいいですか、ということで受けて継続した経緯がありますので。

サービスとかそういうことに関しては、90何%の方に対してハンデを付けてるような気がします。

あくまでも、自宅から目的地まで送るとというのが大前提になっています。

(白井会長)

逆に定額というのは。400円なら400円、1時間の間は待ちます、というのは。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

30分の人が最初多かったので30分ということで一番最初に付けて、30分過ぎから1時間くらい待ってくれということで1,000円に上げたんですけども、価格設定が粗いということで、今回200円台にさせていただきました。

何故かという、待つ方は時間的制限がなければ、私たちが次の予約をするときに時間

が読めないし、催促するわけにもいかないので、できればメリハリはつけたいと思っていますが。

(中村運輸企画専門官)

私はこの待ち料金は一定の妥当性があると思います。

懸念されていた最初に行った時に待つ時間が入るのではないかというのは、こちらの表をみますと適応型といいますか、走行上立ち寄りを依頼された場合のみ適用されますということで打ち消されていますし、10分200円が高いかと言われれば、タクシーの待ち料金と比べれば安いわけで、利用者の要望によって走行先で待機されるケースが仮に5%でもあるのであれば、料金を取るというのは一定の合理性があると思います。

(大前委員)

この2割はどうしても削れないですか、2割増料金。

今、これは2割増でない所で概ね半額なんです。2割増だと半額以上です。

(福岡委員)

夜の需要は多いですか、5時以降。

(大前委員)

我々は10時以降の割増料金ですね。この場合は17時以降。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

どちらかというと朝の依頼のほうが多いです。

9時前、千葉の病院に行くと30分前位だから、8時半までに行きたければ7時半位には行きたいとか、そういうのが出てくるので。

(福岡委員)

当然割増しが発生する。

(大前委員)

2割増料金は、我々の場合は夜の10時から朝5時までですからね。

土日も割増しですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

基本的に土日に私は休みますので、よほどのことがない限り受けないですけど。

(田川委員)

私も福祉サービスの運営に携わっているけど、福祉の仕事は土日関係ないですよ、一般的には。

むしろ土日の方が忙しい。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

我々は高齢者が主なので。

高齢者は病院が75%を占めていますので、障害者というよりは動けない高齢者を運送するものなので。

(田川委員)

働く人のための割増料金ですか。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

そうです。

(加藤委員)

2割増というのは、カットしてくれませんか。

(大前委員)

正直言って、我々タクシーも待ち料金は発生します。

でも実際は、「支払い」にして待っているんです。待ち料金取らないように、お客様が用意しているときには、「支払い」にしておくというのが現行です。

「支払い」にしているときは時間のメーターが止まります。そこからまた「賃走」にすれば時間で2分何秒かごとに1メーターなんです。

でも、「支払い」にしていると待ち時間はメーターは上がらない。

(中村運輸企画専門官)

本来、認可を受けたタクシーの運賃は、走っている距離によってメーターが上がっていきます。

また、渋滞で止まったりだとかお客様の前で止まったりだとか、車が拘束されていますから、その分のある意味待機料金もかかりますのでそれは取ってもいいですよ、という認可です。

その仕組みから考えれば、実際はそうではないかもしれないけれど、国がやっているタクシーの運賃というのは、お客様のニーズの待機料金なら取ってもいいですよ、という仕組みとなっていますので、そういう意味から、こちらの待機料金についても一定の妥当性



があるのではないかという話です。

ただ、それはそれとして、皆さんの言っている2割増の件は色々ありますけれど。

(加藤委員)

タクシーと同じように10時以降ということであれば分かるが、17時以降に働く人の残業に対して発生するから上げるということでは、理由としては弱いのではないかと思います。

(中村運輸企画専門官)

特に土日が全部2割というのは少しひっかかる場所がありますね。

(福岡委員)

かなり高額になりますよね。

(加藤委員)

2割増はカットしていただかないと、また承認されなくなってしまうから。

(特定非営利活動法人 すこやかネットみどり)

分かりました。では訂正します。

(白井会長)

では、2割増については取らないということで。

他にはよろしいですね。

ありがとうございました。

時間も押してきますけれど、次は申請について協議に移りますけれど、ここからは非公開という扱いになりますので、事業者さんについては退出をお願いいたします。

#### 【ここから非公開】

(白井会長)

申請等の協議に移ります。

承認かどうかをお諮りする前に皆さんと意見交換というか、了見的なもの、共通理解的なものをというところで意見交換したいと思います。

今日案件が全部で6件ほどございましたが、比較的問題がなさそうな点としては、2つ目の社会福祉法人あしたばさんと、光の村さん、千葉市手をつなぐ育成会さんの部分は複数乗車料金が当初認められているという前提の話で。

特定非営利活動法人 poco a poco さんは、条件的に1 km未満の額を変更するという  
ことをございました。

最後のすこやかネットみどりさんについても、指摘をした部分につきましては訂正をし  
ていただきましたし、今回も待ち料金については問題等ございましたが、運輸支局の委員  
さんからは妥当だと判断されておりますし、2割増の件については取り下げたというこ  
とで、どうしても問題があるというものはないかと思いますが、よろしいでしょうか。

一番最初の健康友の会なのはなさん、事業所から利用者宅まで行って目的地に行く料  
金を加算する方式ですが、この部分については。

(加藤委員)

数字を見ていただきたい。

2台から3台しかない車両で走行距離が5万1千 km。これは365日走るタクシーよ  
りも走っています。この数字が正しいのかという疑問。

それと運送回数が1万回。

一番最後のすこやかネットさんのほうが多いのかなと思ったんですけど、これが1年  
間で1万1回。

料金(収入)もすこやかネットさんのほうが多いかなと予測していたら、売上が520  
万円。

この3つとも、今の説明を聞いたら異常な数字であると思います。

今日の説明を聞いた中でも、私のタクシーが成田から市原からフルに走り回っていま  
すけど、2万5千 km。私のタクシーの営業車よりも走っている。

(中村運輸企画専門官)

これはおそらく船橋の数字を入れているのではないのでしょうか。

(福岡委員)

船橋は何台あるんですか。

(中村運輸企画専門官)

船橋は15台です。船橋の数字も入れているのでは。

(加藤委員)

それと、料金的に2 km以内300円というのは、私は再考願いたい。

(白井会長)

その部分については他の委員さんどうですか。

(大前委員)

(タクシーは) 迎車 2 k m までしか認めないので、3 0 0 円の迎車料金ならいいけれど、空車の走行距離を加算するというのはやはりおかしいだろうと。

(木戸委員)

事務所からお客さん乗っていないのに料金発生してしまう。

(加藤委員)

料金の設定はお客さんが乗ってから、という設定にしていきたいですね。

(中村運輸企画専門官)

私もそう思いますけれど、最後の方(特定非営利活動法人すこやかネットみどり)などは、こちらからこういう風なのはどうかと提示して、それを飲みますという話になったけれど、最初のこの方(特定非営利活動法人健康友の会なのはな)はそこまで詰めてなかったですね。

今この話の条件で飲む気があるのかないのか。

(大前委員)

言ったつもりだったのですが。迎車料金 2 k m までという話はかなり出てましたから。

(加藤委員)

今そういうお願いをしたら、徹底的に話をさせていただけるなら承認しても構わないですけど、持ち帰ってとなると。

(大前委員)

条件付きで 2 k m までの迎車料金であるならばいいよと。

それ以降の距離制は実車のみ、という条件付きで飲むのであれば承認でもいいけれども、このままの形だと承認はできないですね。

(中村運輸企画専門官)

逆に言うと、今回は新規の申請じゃなくて継続・更新の申請ですから、現行料金通りだったら一旦承認されているので更新できますよね。

新しくしようとするから承認できないというわけで。

だから 2 つしかないですね、やり方は。今まで通りやるか、やめてしまうか。

(白井会長)

これまで通りやって、次の協議会で今の案件を見直しして。そういう方法もありますよね。

(中村運輸企画専門官)

もう一つ、条件付きというか、そのところを直すのであれば、新料金を事後的に認めるという話もあります。その3パターン。

(加藤委員)

それよりも、ここが問題になっているので再考して、次回3km未満については新しく提案して、というほうがいいのでは。

(福岡委員)

今回は現行で承認して。

(加藤委員)

次回はそこ2km以内を再考してくださいよと。

(中村運輸企画専門官)

その感覚が、さっきのやりとりだと、どこまで飲む気があるのかないのか分らなかったですね。

(白井委員)

次回、協議会はいつ頃予定していますか。

(事務局)

来年度は確定しているのは平成25年の1月頃です。

必要であれば前倒して、やらなければいけないということもあるので、そこは必要性の問題になります。

(中村運輸企画専門官)

現行料金だったらやらないと言われると、困るのは誰かといえば一番困るのは利用者の方ですので。

やらないよとなって、利用者の方をどうするのかと聞かれると困るので、そういったところで落とし所はどこにあるのかということも聞きたいです。

(大前委員)

2 kmまでの迎車はいいよと言っているわけだから、条件飲むのであるならば承認しますよと。条件付きの承認であるならば一番妥当なのかなと思います。

(白井会長)

事務局でいくつかの条件を提案してもらって、その回答を委員の皆さん方に文書で、集まらなくても報告していただいて、どんなものかという判断をした後で。

(事務局)

ここでいくつか条件を出していただいて、どの条件なら業者さんが承認できるのかという確認をして、折り返し業者さんの出してきた結論を委員の皆様にお伝えすると。

文書での再検討という形になりますがそういう方法も。

(白井会長)

条件の一つとしては現行料金をやりながら、次回の会議で今回の意見を踏まえて改正案を上げてもらって、それが承認できるかということ。

(大前委員)

誤解されると困るのですが、迎車料金というのは2 kmまででスリップしますが、2 km未満は走った距離だけしか動きませんので。

例えば、無線で呼ばれてお客様の所が1 kmだったとすると、更に1 km走らないと上がらないのです、タクシーの料金設定というのは。

その辺のことも考慮して、2 km以上の迎車料金は300円ですよと、2 km未満の場合は別途とらないとか、という形で条件提示をしていただきたい。

(中村運輸企画専門官)

言っていることは合っていると思いますが、そこまでやるかどうかということですね。

(白井会長)

逆に、2 kmまではいいと、そこから先の実車の部分を。

(大前委員)

2 km走らないとメータは上がらないのです。

(加藤委員)

2 km以内300円という設定になっているからおかしくなっているわけです。

(大前委員)

500円の設定というのも最後のほうにありましたけれど、500円というのは迎車料金を含めた500円ですよ。

(中村運輸企画専門官)

経営が成り立たないから運賃に転嫁したいという発想ですが、転嫁の仕方が事務所から帰りの家までの距離で取ろうとするから、おかしな理屈になってしまうのです。

運賃に跳ね返せば何の問題もないです。

(大前委員)

概ね半額ならいいわけですから。

(木戸委員)

あくまでも利用者さんのお宅から目的地まで。

(白井会長)

迎車料金を取らないで料金体系をタクシーの1/2以内、原則そうなので見直すことができないかと提案をするかということですね。

(福岡委員)

シンプルで分かりやすいですよ。

他の事業者で迎車料金を認めているところはありますか。

(事務局)

迎車料金を認められている所はいくつかございまして、例えば前回協議いただいた晴山会さんは、5kmを超えた場合について迎車料金350円です。

(加藤委員)

今回は迎えに行く空車料金もいただきますよ、ということだから根本的に話にならない。

(福岡委員)

それはないですね。

(白井会長)

そのところもよく説明をして、料金の見直し案を早急に出せるのであればそれで。

(中村運輸企画専門官)

更新期限が3月29日までで、それまでに文書で合意が得られないと切れてしまいます。  
従来のままでいいのだったらそれでいいが、困った困ったと言っている間に時間切れになってしまうのが怖いですね。

(福岡委員)

現行のままで認めておいて次に、としておいたほうが切れるよりはいいですね。

(中村運輸企画専門官)

そこは、決定権のある方がどこまでの腹積もりがあるのか、よく分からないので。

(白井会長)

更新申請の時期を考慮して、余裕を持って話を伝えるという方向で。  
来週早々にでも役所に来てもらって、説明してあげるしかないですね。

(事務局)

委員の皆様からいただいたご意見を伝えまして、早急に新しい料金を作ってください、また委員の皆様にご提示するという形でよろしいでしょうか。

(白井会長)

よろしいでしょうか。  
答えが先に決まってしまいましたけれども、この案件についてはそういう方向でいきます。

それでは、他の案件につきまして1件ごとにお諮りしたいと思います。

2番目の社会福祉法人あしたばさんですけれども、これについては承認ということでもよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(白井会長)

全員承認ということでございます。

次の社会福祉法人 首都圏光の村さん、こちらについては承認ということでもよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(白井会長)

社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会さん、事業所がでい・さくさべとまさごの2件になりますけれど、こちらについても承認ということで。

(委員一同)

はい。

(大前委員)

複数乗車の件だけ確認してください。

(事務局)

複数乗車は、過去の経緯を確認いたします。

(白井会長)

特定非営利活動法人 poco a poco さんも先ほどの修正条件を飲んでいただいたので、こちらについては承認ということでよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(白井会長)

最後の特定非営利活動法人すこやかネットみどりさん、こちらについても承認ということでよろしいですか。

(委員一同)

割増しを落とすということで。

(白井会長)

割増しを落とすということで、承認です。これで審査を終わりました。ありがとうございました。最後の次第5の「その他」でございますが何かありますか。

ないということであれば、今回の議題は全て終了しましたので協議会を終了させていただきます。

委員の皆様方、どうもありがとうございました。